

即ち十二月二日

- 1、昇給率を指示すること
 - 2、賞與は日給の十五日分を支給すること
 - 3、支配人は逕録上京し緊急重役會議を開き回答すること
 - 4、支配人は逕録上京し緊急重役會議を開き回答すること
 - 5、要求したるに對し鈴木支配人は之を拒絶し六日上京したのであるが従業員側は專に角重役會議の結果を待つこととなつた。
- 越へし十一日支配人は専社し工場幹部協議の上一應回答案を作成し之を従業員側代表に示したるも要求を固執して譲らざ一時不穩の空氣さへ醸すに至つたので會社側は目下業務多忙の際争議發生を憂慮し其の要求を容認することとなつて解決したのである。

八、解決條件

別紙製造解決案の通

款 顧 書

拜啓時下愈々御治安奉賀候儀者福岡御事堂の御高配を仰ぎ度御願申上候

尤輝ある貴等の工場創業以來茲に新有余年の星霜を過し其間貴社の増設改良日に進み今や民間製鐵界の覇者たるの譽績を見るは是實に會社首腦部の卓識の余映と夙に感佩致して御喜びます貴等は此期を利用して益々勞務協調の策を挙げ新進の施設と相俟つて生産の合理化を圖り一層の進歩を收めん事を期す御りて既往を顧みるに無不振の非常事に際しても表裏兩面の憂もを胸かず貴々をして其事業に安んじせしめられしは始終一貫その滋信主観の板敷と深く感ずる次第であります然るに現在の會社より與へらる、賄給與にては不慮の災害、子女の教育、老後の生活の不安を痛切に感ずる事益従業員の等しく備む應なれ共何等施す術もなく難題の結果我等御請り至仁なる會社首腦部の御願